

議案第90号

北名古屋市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年11月30日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、関係条文の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市空家等の適切な管理に関する条例（令和２年北名古屋市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項中「第１４条第３項」を「第２２条第３項」に改める。

第１１条中「第１４条第２項」を「第２２条第２項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。